

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る提示

2024 年の診療報酬改定に伴い、当ステーションでは「オンライン資格確認」によって、利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、計画的な管理を行うとともに、質の高い訪問看護を提供します。

これにより問看護医療 DX 情報活用加算として厚生労働省が定めた以下の額を訪問看護療養費に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算費 50 円/月 (3 割負担の場合 15 円/月)

■施設基準

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3.の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること

■個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

きたなら訪問看護リハビリステーション